

「淀川水系・自然共生型流域圏」の形成に向けた関係省庁・府県による共同調査の提案

流域委員会提言の基本的視点である流域圏に着目した総合的管理計画や健全な水循環の保全・回復を実現していくためには、河川整備計画（＝河川法）の範囲を越えて、流域全体での土地利用や経済活動に関わる広範囲な制度等の見直しを行う必要があります。

現在、国や自治体では、今後の人口減少下における持続的な社会の実現に向けた模索が始まっており、例えば、大阪府では市町村単位で42に区分されている都市計画区域を今後4つの区分に集約再編していこうという動きがありますが、これは既存の行政枠を超えた広域的な観点からの土地利用計画を市町村の協働で進めていこうというものです。

しかし、残念なことに、縦割り行政の弊害もあり、これら地域づくりの動きと現在進められている河川整備計画の動きとが連動しておらず、このままでは流域委員会提言の理念が絵に描いた餅になりかねません。そこで、河川整備計画の検討と平行して、新たに「淀川水系・自然共生型流域圏」の形成に向けた関係省庁・府県による共同調査の実施を提案いたします。

現在、全国レベルでは国土交通省や環境省など5省庁によって「自然共生型流域圏・都市再生」に関する技術研究が行われていますが、これらの成果も踏まえつつ、琵琶湖・淀川流域を対象とした具体的な取組みや連携方策についての総合的・横断的な調査を関係省庁・府県の共同で実施してはいかがでしょうか。そうすることによって、河川事業の枠を超えた流域全体での総合的な展開を一気に進める契機になると考えます。例えば、国土交通省が呼びかけて、国土総合開発事業調整費など省庁間の共同調査を行う仕組みを利用していかがでしょうか。

そして、そういった行政政策レベルでの連携・見直し作業を進める一方で、流域の住民一人一人が河川を身近なものとして考え、行動する契機となる「淀川流域エコミュージアム（注）」を住民やNPOとのパートナーシップによって展開していくことが理想的な戦略として想定されます。つまり、

河川整備計画の実施（流域圏の軸となる河川事業の新たな展開）

自然共生流域圏の形成（省庁や地域の枠を超えた流域単位での制度等の再構築）

流域エコミュージアムの展開（流域全体での住民やNPOの理解や活動の促進）

の3つを柱とした総合的な取組みが行われることによって始めて、流域委員会の提言の理念が実現されるものと考えます。

（注）「淀川流域エコミュージアム」とは、流域全体を博物館に見立て、市民参加で淀川に関わる自然・文化・歴史資源を地域づくりに活かしていくための仕組みです。河川区域だけではなく、河川とエコロジカルなネットワークを形成する里山の自然なども対象となります。その概要は流域委員会への意見として平成15年6月4日付けで提出済みであり、流域委員会のホームページ「一般からの意見 No372」で内容を見ることができます。

自然生態回廊の形成による河川敷の保全と利用の適正化に関する提案

円卓会議での議論を踏まえて、次のとおり論点の整理と具体的な提案を行います。

1. 淀川への住民の期待はスポーツを含めて多様です。

- ・「平成 12 年度河川水辺の国勢調査（国土交通省）」での「淀川で今後やりたいこと」のアンケート結果では、自然観察よりもスポーツの方が多い。

1 位：ピクニック・キャンプ 2 位：散策・休息 3 位：スポーツ
4 位：生物観察 5 位：釣り・魚とり 6 位：ジョギング

2. 淀川の河川整備基本方針を今後審議する社会資本整備審議会でも、スポーツを含めた河川の多様な利用を支持しています。

- ・平成 15 年 2 月の「社会資本整備審議会河川分科会答申」では、河川の自然の保全と回復を求めると同時に、スポーツについても適切に支援すべき河川利用の一つとして位置づけている（同答申 .(2)）。

3. 河川敷グラウンドの廃止や堤内地への移設は困難です（枚方市の事例から）。

占用グラウンド（2.5ha）の平成 14 年度の年間利用件数は 5,126 件、年間平均利用率は 55%、うち 5・6・11 月の土・休日は 90%以上と高い。

現在市内の学校校庭や民間グラウンドを開放しているが、なおグラウンドが不足。占用グラウンドを堤内地に移設するためには、土地代だけでも 40 億円以上が必要。淀川河川敷は河川公園としての都市計画決定を踏まえて広域避難地に指定されており、震災時には避難地や復旧拠点・復旧資材置き場となるため、まとまった平地（グラウンドや芝生広場）が必要。

4. 河川敷のグラウンド利用を認めながらも、自然生態回廊の形成を図ることによって自然を回復していくことは可能です（次ページの模式図を参照）。

現在の問題点

- ・施設地区による自然生態系の分断
- ・自然地区や野草地区の自然の貧困化など

（注：自然地区、野草地区、施設地区とは淀川河川公園基本計画で定められているゾーニングであり、グラウンド等は施設地区での設置が認められている。）

今後目指すべき自然生態回廊の形成方針

- ・新たなゾーニングとして「自然再生地区」を創設し、低水敷、低水護岸、自然地区、野草地区の一部に指定
- ・低水敷でのワンド再生等による連続した自然生態回廊の形成
- ・自然地区や野草地区の高水敷の一部を切下げ、ヨシ原や干潟等を復元
- ・水や自然とふれあうことのできる遊歩道等を設置
- ・以上の対応によって、施設地区のグラウンド・芝生広場等は残しながら、自然の回復を図ることが可能

(模式図：自然生態回廊の形成方針)

(1) 現在のゾーニング

(水面・低水敷)

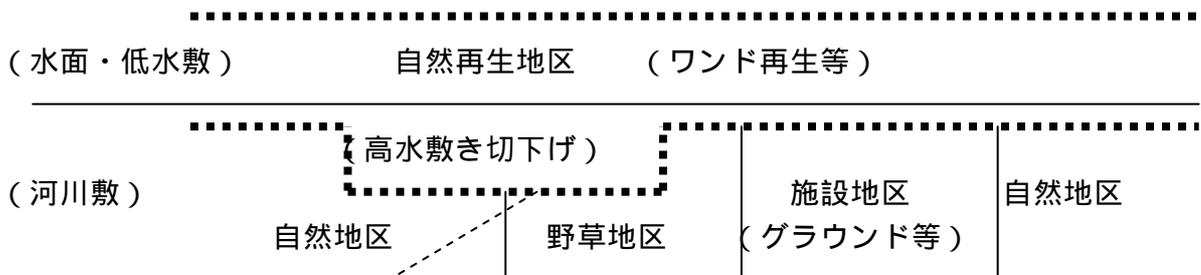
(河川敷)	自然地区	野草地区	施設地区 (グラウンド等)	自然地区
---------	------	------	--------------------	------

(堤 防)

(問題点)

- ・施設地区による自然生態系の分断
- ・自然地区や野草地区の自然の貧困化など

(2) 目指すべきゾーニング (自然再生地区の設定による自然生態回廊の形成)



(堤 防)

(自然再生地区)

- ・低水敷でのワンド再生等による連続した自然生態回廊の形成
- ・自然地区や野草地区の高水敷の一部切下げ、ヨシ原や干潟の復元
- ・水や自然とふれあうことのできる遊歩道等を設置
- ・施設地区のグラウンド・芝生広場等は残す

注：ゾーニングとは、一定の土地を保全や利用の目的別に区分して規制や整備を行う制度であり、現在の淀川河川公園基本計画では自然地区、野草地区、施設地区等を定めている。

5 . 以上を踏まえ、整備計画基礎原案の見直し案を次のとおり提案します。

- ・「4.5.2 河川敷(1)利用」の「現在の利用形態を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする。」の部分を見直し、その代わりに「現在のゾーニングを見直し、堤内地での代替が困難なグラウンド等の一定の利用を認めつつも、ワンドの再生等による自然生態回廊の形成を図ることによって、自然により配慮した河川敷の保全と利用の適正化を進める。」に改める。